〇総務省令第

号

7 準 地 方 用 す 特 例 る 交 地 付 方 金 交 等 付 税  $\bigcirc$ 地 法 方 昭 財 政 和  $\mathcal{O}$ 特 + 別 五. 措 年 置 法 に 律 関 第 す る 百 法 + 律 号) 平 成  $\mathcal{O}$ + -規 定 に 年 基 法 律 づ 第 き、 + 七 地 号) 方 特 例 及 び 交 付 同 法 金 に 12 関 お す 1

る 省 令  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 定  $\otimes$ る。

平成三十年七月 日

総務大臣 野田 聖子

地 方 特 例 交 付 金 に 関 する 省 令 0) \_\_ 部 を 改 正 す る 省 令

地 方 特 例 交 付 金 に 関 す る 省 令 平 成 + 年 自 治 省 令 第 十 五 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ よう に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 〒 線 を 含 む 以 下 同 じ を 付 L た 部 分 をこ れ に 順

次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 撂 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 0 ょ う (Z 改 め る

十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定に基づく当該税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第五条の四及び第五条の四の二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控に交付すべき地方特例交付金の算定方法) 改 正 後	(同法附則第四十二 <b>条</b> 法第三条第二 <b>条</b> 法第三条第二 <b>(同法附則第四体に</b>
務大臣が調査した額(次項において「住宅借入金等特別税額控除見込額」という。)とする。将大臣が調査した額(次項において「住宅借入金等特別税額控除見込額」という。)とする。二(同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定に基づく当該	二(同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定に基づく当該上、同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定に基づく当該上、同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定に基づく当該上、同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定に基づく当該上、同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定に基づく当該として総定により調査した額を加算した額として組出する場合を除く。)の規定に基づく当該には、同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定に基づく当該に、一、「同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定に基づく当該に、「同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。」の規定に基づく当該に、「同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。」の規定に基づく当該に、「同法附則第四十五条の規定によりでは、「自法的関係を限し、「自法的関係」という。)
2 法第三条第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。   「本文学学  A (中代神入)の (中代神) (中代	2 法第三条第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。 
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	